

事業者の  
みなさまへ

消費税の仕入税額控除の方式として  
令和5年10月1日から  
「**適格請求書等保存方式**」  
(いわゆる「**インボイス制度**」)が導入されます。

インボイス制度ってナニ？

☞ 買手が、仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売手の事業者から交付を受けた「適格請求書(いわゆるインボイス)」等の保存を必要とする制度です。

インボイスってナニ？

☞ 売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、請求書や納品書、領収書、レシート等(その名称は問いません)に、適格請求書発行事業者の登録番号や消費税額等のほか一定の事項が記載されたものをいいます。

電子データでもOK!

**適格請求書を交付するためには登録が必要です!**  
(インボイス)

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと  
手続きがスムーズです。

インボイス制度について

◆お問合せ先 消費税軽減税率【フリーダイヤル】0120-205-553  
電話相談センター【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は | 国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の  
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

